

質問回答

2017年7月31日

「ミャンマー国イネ保証種子流通促進プロジェクト」

(公示日:2017年7月19日 / 公示番号:170472)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 別紙 P2 他	<p>(行政区の呼称の統一)</p> <p>JICA、日本大使館の文書、報告書で使用されるミャンマー行政区の「通常の呼称」は、次のとおりであると認識しています。</p> <p>Region、State = 地域、州</p> <p>District = 県</p> <p>Township = 郡</p> <p>Village Tract = 村落区</p> <p>Village = 村</p> <p>一方、業務指示書では、「通常の県(District)」を「郡」と呼び、「通常の郡(Township)」を「タウンシップ」と記載していますが、混乱を避けるためプロポーザルでは、上述した「通常の呼称」に統一しても宜しいでしょうか。</p>	<p>業務指示書と異なる和文呼称を用いる場合は、対訳表を付してください。</p>
2	業務指示書 別紙 P3 (6)対象地域	<p>(シュエボー郡のプロジェクト対象タウンシップについて)</p> <p>シュエボー郡の7タウンシップ(Shwebo District の 7 Tonwship)について、行政区分が変更されたようですので、本業務の対象タウンシップ名を念のためご教示ください。</p>	<p>ミャンマー政府とは、シュエボー郡の構成タウンシップに変更が発生していることを前提とした協議は行っておりません。プロポーザルは、詳細計画策定調査当時の「シュエボー郡内7タウンシップ」との理解に基づいて作成してください。</p>

		<p>本業務の詳細計画策定当時のシュエボー郡 7 タウンシップは、Khin-U, Shwebo, Wetlet, Kanbalu, Kyunhla, Taza, Ye-U でした。しかし、現在、国連等が出している地図(2016 年 9 月)では、 、 、 に Tabayin タウンシップがモンユワ郡からシュエボー郡に移り、4 タウンシップとなっています。残りの 、 、 、 はカンバル(Kanbalu)郡となっており、行政区分が変更されたようです。</p>	
3	業務指示書 別紙 P5-6 (7)円借款で設置する種子センターへの支援	<p>(ミャンマー政府との合意について) 「本プロジェクトで種子センターの支援を行うことは、上記円借款にかかるミャンマー政府との交渉で合意済みである・・・。」とのことですが、合意文書を閲覧することは可能でしょうか。可能であれば閲覧方法をご教示ください。</p>	合意文書を閲覧いただくことはできません。
4	業務指示書 別紙 P7 (5)成果 1 に関する活動	<p>(価格について) 「品種別の種子需給・価格」の「価格」は種子価格か飯米価格(粳米・精米)か、どちらの価格かご教示ください。プロジェクトの目的から考えれば、種子価格のことと思われる。しかし、同文章の後半には「<u>飯米市場の需要動向</u>、価格動向をモニターするプロセスを組み入れる。」とあります。これは「種子市場の動向」の間違いではないでしょうか。</p>	飯米市場の品種ニーズに対応するように、種子の増殖計画が決定されるようになることを意図した業務指示です。モニターの対象とする価格は、飯米の価格も含めてください。
5	業務指示書 別紙 P11 (12)機材調達 1)	<p>(車両について) 「シュエボー郡での活動を行う上で、JICA が新規に 1 台の車両調達を行う。」とありますが、いつ頃</p>	ミャンマー政府からの要請(A4 フォーム)を取り付けに時間を要することから、納車やミャンマー政府からコンサルタントへの貸与は、2018 年 12 月

		調達され、いつから使用可能なの、具体的な時期をご教示ください。	前後を想定しています。
6	業務指示書 別紙 P11 (12) 機材調達 4)	(見積りについて) 「… 用途、その他を記載し、見積もりを提出すること」とありますが、ここでいう「見積もり」とはその機材を販売している業者が作成した見積書のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおり、業者が作成した見積書を取り付けていただき、見積根拠資料としてご提出願います。
7	業務指示書 別紙 P12 (13) 研修	(第3国研修について) 第3国研修先をタイとする理由(特定の受け入れ機関を想定している等)をご教示ください。また、近隣国であれば別の国を第3国研修地として提案することも可能でしょうか。	タイは第3国研修を実施する場合の実施国の例示ですので、近隣国の第3国を研修実施地として提案することは可能です。
8	業務指示書 別紙 P15 1. 業務工程計画 (別紙 P6 (1) ワークプランの作成・協議 等にも関連)	(業務の区分けと支払い等について) 業務工程計画が「2017年10月～2023年3月」の5年6ヵ月となっていますが、業務期間の区分(第1期、第2期等)は設けないのでしょうか。5年以上の期間の一括契約はマネーフローや活動マネージメント等の観点から現実的ではなく、2年程度の区分を設けて、各期間の契約と精算を都度行うのが適切と思われる。	契約期間の途中で部分払を設定することは可能です。事業のマネジメント面については、業務指示書別紙の5. 実施方針及び留意事項(1)に記載のとおり、先方のパフォーマンスや環境の変更等をモニタリングしつつ、必要に応じて活動等を変更することで適切なプロジェクト運営を実施することが必要と考えます。
9	業務指示書 別紙 P15 3. 対象国の便宜供与	(事務所スペース) マンガレー或いはシュエポーには事務所スペースが提供されるのでしょうか。	配布資料に記載のとおり、シュエポーの DOA 事務所敷地内に、プロジェクトのオフィススペースが提供されることをミャンマー側と合意済です。

以上